

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 10 月 28 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 3 年 6 月 17 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、  
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認  
定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略道路占用事  
業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

# 別 紙

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和3年10月28日  
関西圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号の施設等、別紙3～6に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第4号の施設等、別紙7に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第4号の施設等、別紙8及び別紙9に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。)

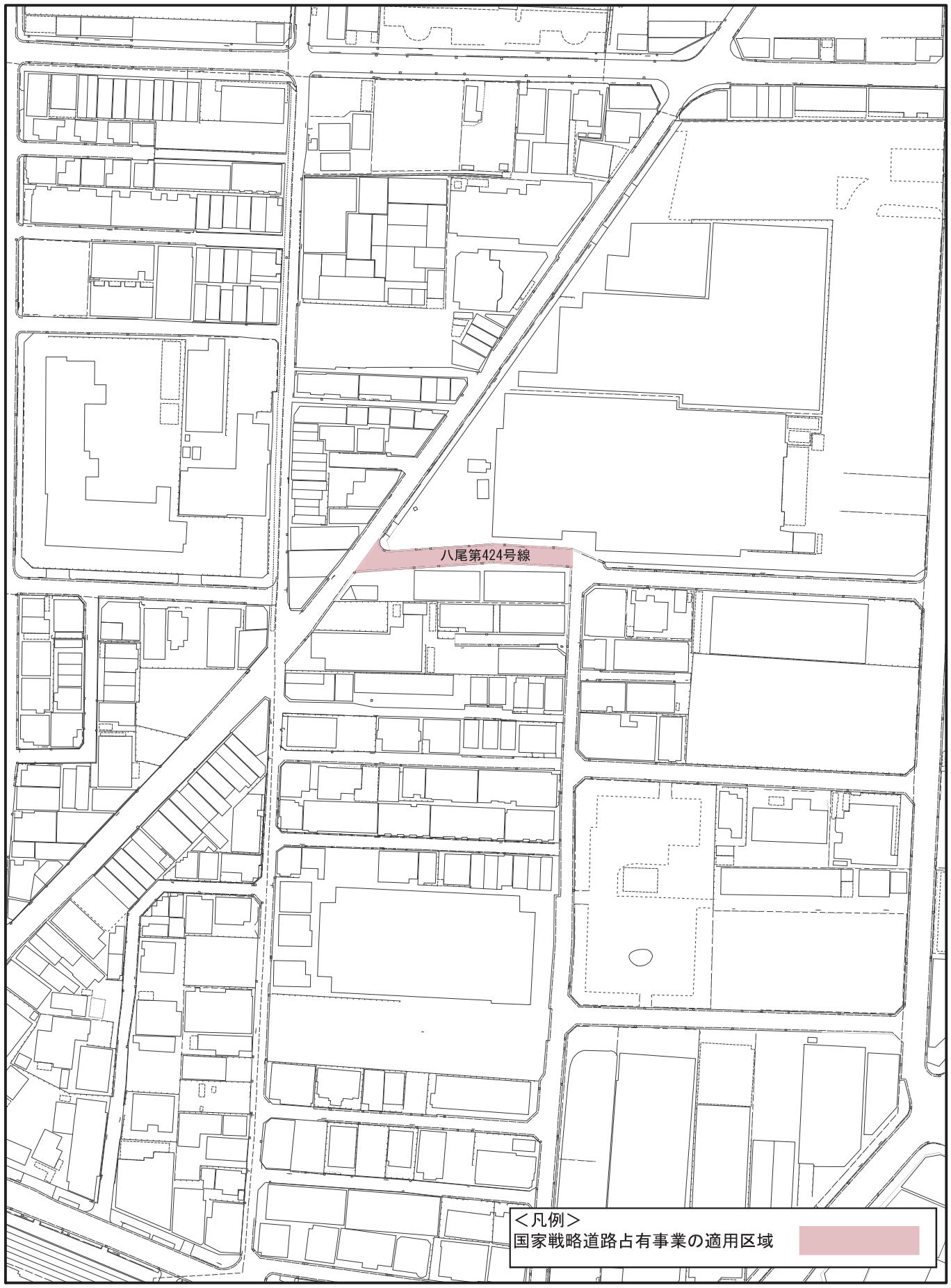
①～③ 略

④ YOM(ヤオオタイヤマーケット) 実行委員会

- ・八尾第424号線、八尾第147号線、八尾第86号線、八尾第149号線(別紙8、9)

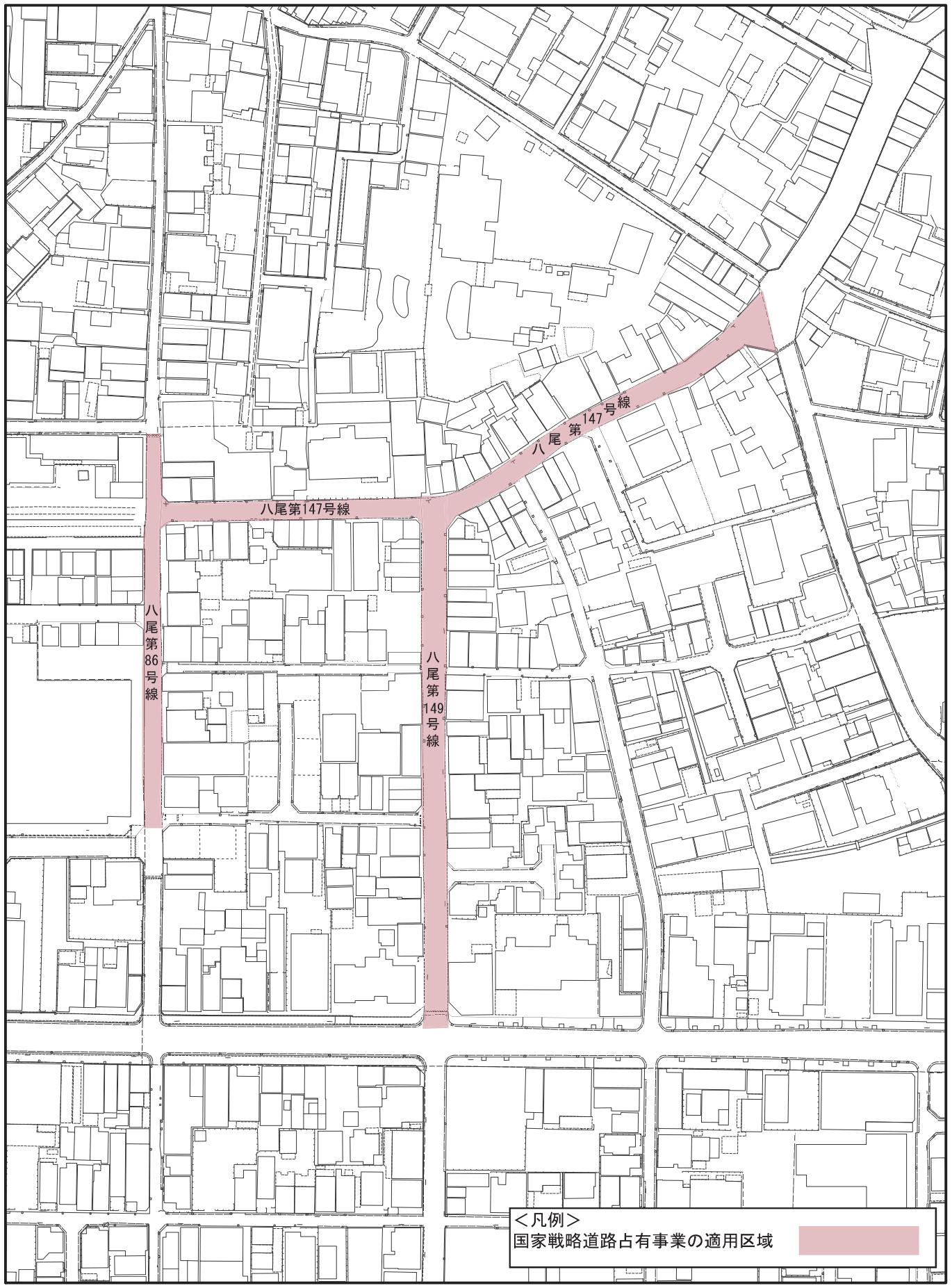
【令和3年度より実施】

別紙8 国家戦略道路占有事業の適用区域



1:1,500  
0 5 10 20 30 40 m  
N E S W

## 別紙9 国家戦略道路占有事業の適用区域



＜凡例＞  
国家戦略道路占有事業の適用区域

1:1,500



A scale bar showing distances from 0 to 40 meters in increments of 5. A compass rose indicates cardinal directions: North (N), South (S), East (E), and West (W).

## 新旧対照表

### 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 名称：国家戦略道路占用事業 内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例 (国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業) 国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。</p> <p>本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号の施設等、別紙3～6に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第4号の施設等、別紙7に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第4号の施設等、<u>別紙8及び別紙9に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等</u>とする。 (事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。)</p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 名称：国家戦略道路占用事業 内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例 (国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業) 国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。</p> <p>本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号の施設等、別紙3～6に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第4号の施設等、別紙7に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第4号の施設等とする。（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。）</p>

①～③ 略

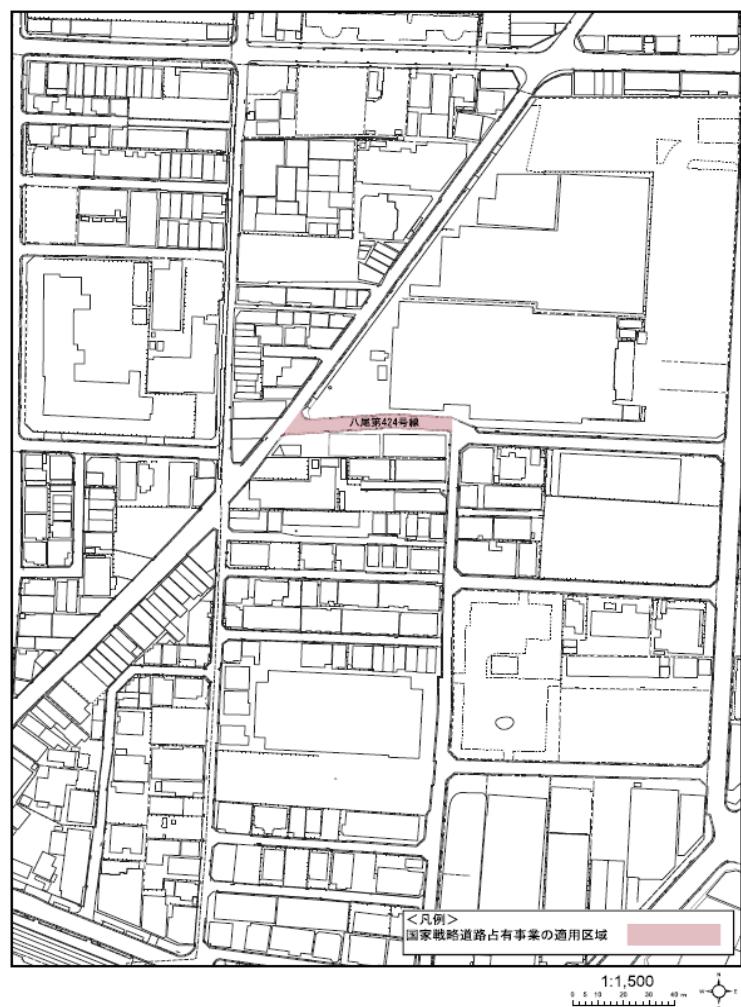
④ YOM (ヤオオタイヤマーケット) 実行委員会

・八尾第 424 号線、八尾第 147 号線、八尾第 86 号線、八尾第 149 号線（別  
紙 8、9）

【令和 3 年度より実施】

①～③ 略

別紙8 國家戰略道路占有事業の適用区域



別紙9 国家戦略道路占有事業の適用区域

